

Nittoグループ GLTD制度とは？

万が一病気やケガにより働けなくなった場合に、**最長60才の誕生日の前日まで収入を補償**する福利厚生制度です。

本制度は、傷病による休業期間中、会社からの給与支給がなくなった後もみなさまの生活がダメージを受けることなく、**“療養に専念できる環境を創り出し早期の就労復帰を支援すること”**を目的としております。

Nittoグループの役員・従業員のみが加入できる制度です。年1回の募集となりますので、この機会にご家族ともご相談のうえ、ご加入についてご検討ください。

申込締切日	2024年9月27日（金）
申込方法	WEB募集サイトより申込み
保険期間（ご契約期間）	2025年1月1日午後4時～2026年1月1日午後4時
保険料払込方法	2025年3月給与から毎月引き去り
お問合わせ先	（株）アドバンテッジリスクマネジメント TEL：0120-921-387（受付時間：平日10時～16時）

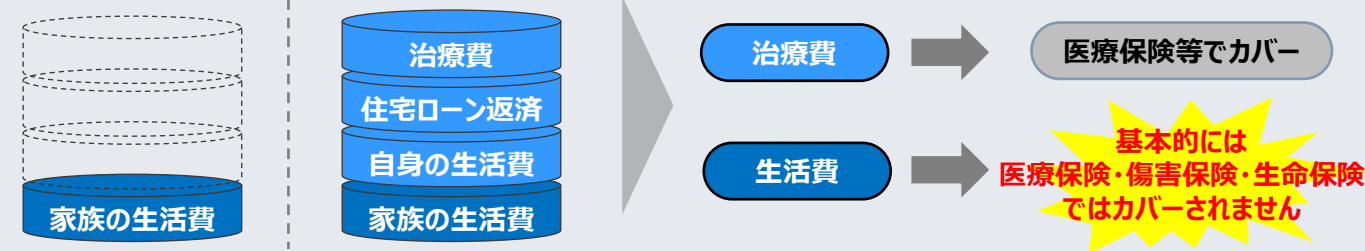
もしも、突然の病気やケガで働けなくなったら…

就業障害になった場合の経済的負担イメージ

■世帯主が死亡した場合

■世帯主が死亡せず就業障害となった場合

長期療養時に、医療保険で治療費はカバーできても**生活費や住宅ローンの支払の負担は続きます。**



* 2人以上、持家ありの世帯の場合

* 住宅ローンがあった場合、団体信用生命保険に加入していれば、死亡保険により完済することが可能。

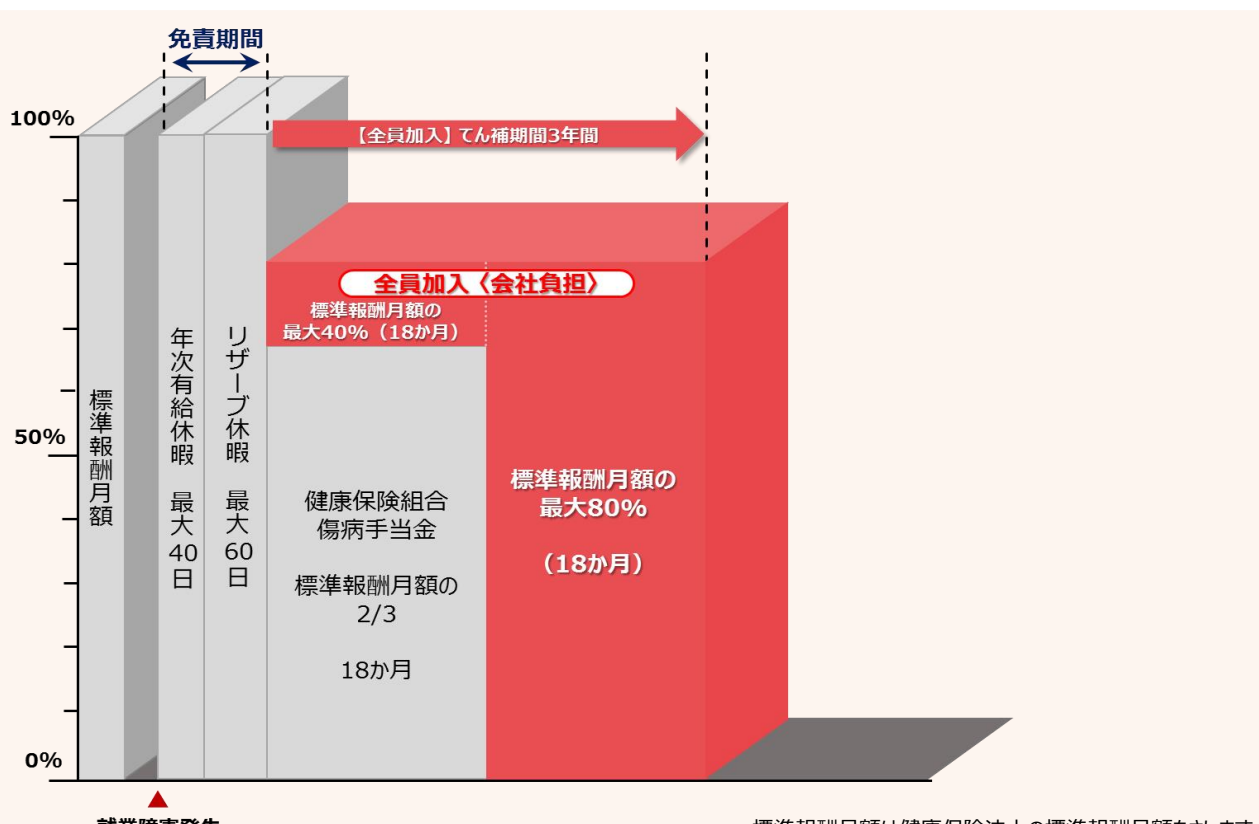
◆現在の休業補償制度

長期間にわたり働けなくなってしまうと、収入が大きく減少し、生活を維持することが困難です。

全員加入制度：従業員の皆さまが傷病により欠勤・休職となり免責期間※1を超えても仕事に復帰できない場合に、健康保険法上の標準報酬月額^{※2}の最大80%の収入を補償いたします。この補償は働くことができない状態が続いている間は最長で3年間継続します。

※1 年次有給休暇・リザーブ休暇取得終了後（最低30日）

※2 免責期間終了後18か月は最大40%

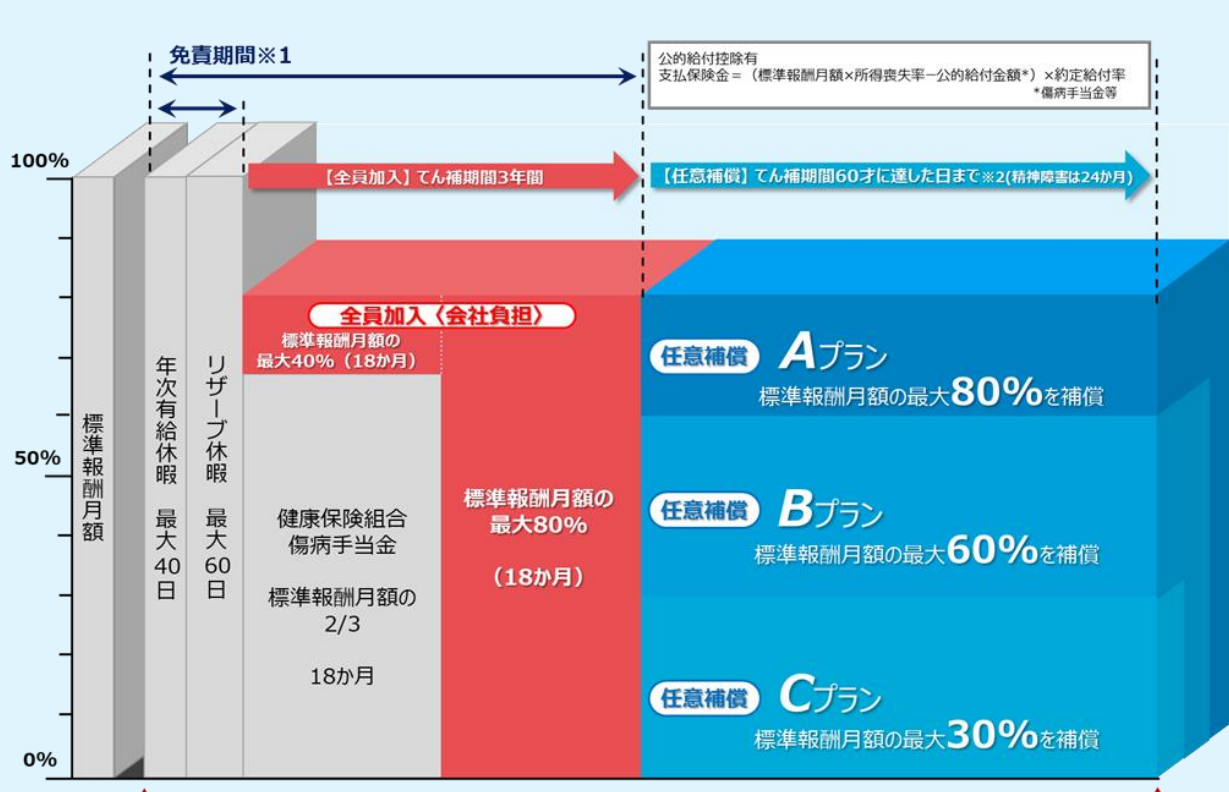


◆Nittoグループ GLTD制度の補償イメージ

全員加入制度をベースに、個人のライフプランに合わせて補償内容のバージョンアップを行える仕組みです。3つのプランから必要な補償を選択いただけます。

団体割引があり、割安な保険料※で加入することができます。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）、性別および健康保険法に基づく標準報酬月額等によって異なります。WEB募集サイトに表示されている保険料は月額保険料です。



上記の図は、制度をわかりやすくするために簡略化したもので、障害年金等が支払われない場合かつ所得喪失率が100%の場合を図示したものです。標準報酬月額は健康保険法上の標準報酬月額をさします。

※1 全員加入：年次有給休暇・リザーブ休暇取得期間（最低30日）

任意補償：年次有給休暇・リザーブ休暇取得期間（最低30日）及び、全員加入のてん補期間3年間

※2 60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。

制度の特長

Nittoグループの役員・従業員が対象

最長60才までの長期補償

※最長60才の誕生日の前日まで補償となります

団体割引25%適用で保険料が割安

※募集後のご加入実績（加入率、被保険者数、保険金額）等により保険料が変更となることがあります。

精神障害についても補償

※てん補期間は 全員加入は最長3年間／任意補償は最長2年間

受取保険金は全額非課税

(2024年5月現在)

保険料は介護医療保険料控除の対象

(2024年5月現在)

ご加入資格：2025年1月1日時点の年齢が満59才以下の日東電工株式会社および関連会社の役員、日東電工株式会社および関連会社と正式な雇用関係のあるすべての従業員で、告知日時点で正常に勤務されている方とします。

ただし、健康保険の対象とならない従業員を除きます。

保険期間：2025年1月1日午後4時～2026年1月1日午後4時

てん補期間：60才に達した日（60才に達した日までの期間が3年に満たない場合は最長3年間。ただし精神障害による就業障害の発生は最長24か月。）※60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。

免責期間：年次有給休暇・リザーブ休暇取得期間（最低30日）及び、全員加入のてん補期間3年間

特約：精神障害補償特約（てん補期間最長2年間）、妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）、天災危険補償特約

・このパンフレットは団体長期障害所得補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

・健康状態告知書質問事項の回答内容や申込時の入力内容（年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引き受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として入力いただけます。正しく入力していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

・この保険は日東電工株式会社を保険契約者とし、日東電工株式会社および関連会社の役員・従業員を加入者（被保険者）とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（日東電工株式会社）に交付されます。

・この保険契約は2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っています。

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（幹事会社：分担割合95%）

関西企業営業第三部 営業第一課

〒530-8555 大阪府大阪市北区西天満4-15-10

TEL：050-3462-0297

日本生命保険相互会社（非幹事会社：分担割合5%）

取扱代理店：日東ビジネスエキスパート株式会社（幹事）

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント（非幹事）

〒153-0051 東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー

TEL：0120-921-387（受付時間：平日10時～16時）

URL：https://www.armg.jp/